ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例の一部改正

令和５年１月１日施行

何が変わるの？

令和５年１月１日から順次電子化された車検証が交付され、券面から車両所有者等の記載が無くなります。

車両を引取る際に、電子車検証の提示を受けた場合は、ＰＣ又はスマートフォンに「車検証閲覧アプリ」をインストールのうえ（ＰＣの場合はカードリーダーも必要です。）、当該車両の所有者情報を確認する必要があります。

アプリのインストール → 車検証の所有者情報を確認 → 自動車解体等引取記録簿に記録

注意

記録に不備がある場合、本条例違反となり処罰を受ける場合があります。

※電子車検証及び車検証閲覧アプリの詳細については国土交通省のホームページ（https://www.denshishakensho-portal.milt.go.jp/）を確認してください。

お問い合わせ先

○愛知県警察本部刑事部国際捜査課
052-951-1611（代表）
○愛知県警ホームページ
https://www.pref.aichi.jp/police/